

2017年12月22日

「京町家」専用ローンの商品内容を改定します！

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、京都の伝統的な都市住宅である「京町家」を次世代に継承し歴史都市京都の趣ある街並みを保存するため、「京町家」専用ローンの商品内容を下記のとおり改定いたします。

今回の改定を通じて、今後も「京町家」の保全・活用を支援し、より一層の地域貢献に努めてまいります。

記

1. 改定日

2017年12月25日（月曜日）

2. 改定内容

(1) 名称

- ①「京都中信 京町家レジデンスローン【有担保型】」（旧：住宅ローンコース）
- ②「京都中信 京町家レジデンスローン【無担保型】」（旧：リフォームコース）

(2) お使いみち

「京都中信 京町家レジデンスローン【無担保型】」

これまでのリフォーム資金や住宅・リフォームローンの借換資金に、ご購入資金を追加いたします。

(3) ご融資利率

- ①「京都中信 京町家レジデンスローン【有担保型】」

優遇幅を拡大し一律最優遇金利でご利用いただけます。

		当金庫住宅ローン基準金利からの優遇幅
金利選択型	当初変動金利	一律 年△2.0% (変更前：最大 年△1.9%) ※特約期間固定金利に切り替えた場合は、 一律 年△1.8%
	当初特約期間固定金利	一律 年△2.25%～年△2.3% (変更前：最大 年△2.2%) ※特約期間終了後は、一律 年△1.8%
全期間固定		一律 年△2.25% (変更前：最大 年△2.2%)

②「京都中信 京町家レジデンスローン【無担保型】」

適用金利を引き下げいたします。

	当金庫適用金利
変動金利	通常金利：年1.7% (変更前：年2.6%) リピーター優遇・セット優遇：年1.6% (変更前：年2.4%)

※本商品における「京町家」とは下記 i) ~ iii) のいずれかに該当する建物とします。

- i) 公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンターにより「京町家カルテ」が発行された建物。
- ii) 公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンターにより「京町家プロフィール」が発行された建物。
- iii) 上記 i)・ii) に準ずると当金庫が認める住宅。

3. その他

- ・お申込みに際しましては当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ローンの詳しい内容または現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本支店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・店頭の説明書をご用意しております。
- ・商品についての概要は、次頁をご参照ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。
○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729
【平日（当金庫休業日を除く）9：00～17：00】
○FAX 0120-201-580
※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。

京都中信 京町家ビジネスローン

(2017年12月25日現在)

1. 商品名	京都中信 京町家ビジネスローン
2. ご利用 いただける方	次の①～②の条件をすべて満たす法人および個人事業主の方。 ①当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ②当金庫の会員資格のある方。
3. お使いみち	下記①～③のいずれかに該当する事業資金。 ①事業用「京町家」の購入資金および増改築・修繕資金。 ②賃貸用「京町家」の購入資金および増改築・修繕資金。 ③賃借した事業用テナントの「京町家」の増改築・修繕資金。 ※本商品における「京町家」とは下記(i)～(iii)のいずれかに該当する建物とします。 (i) 公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンターにより「京町家カルテ」が発行された建物。 (ii) 公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンターにより「京町家プロフィール」が発行された建物。 (iii) (i)・(ii)に準ずると当金庫が認める建物。 ※増改築・修繕資金を資金用途とする場合、「京町家」としての外観を損なわない範囲の増改築・修繕に限ります。
4. ご融資金額	5,000万円以内(100万以上1万円単位) ※ただし、無担保の場合は3,000万円以内。
5. ご融資期間	25年以内
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率(変動金利型〈新長期プライムレート即時連動型〉)となります。 ・当初のご融資利率については、ご融資時点の当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として決定します。 ・ご融資後の利率については、随時、当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として見直し、変更がある場合は、変更日の2週間後の応答日以降最初に到来する利払日の翌日から新金利を適用します。
7. ご返済方法	「毎月元金均等返済方式」または「毎月元利均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。
8. 貸付形式	証書貸付方式
9. 保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則り、お客さまの経営状況および担保保全状況、またお客さまのご意向等を踏まえて、審査をさせていただきます。 保証人が必要となる場合、法人のお客さまは原則代表者1名(個人のお客さまは原則不要)といたします。
10. 担保	必要に応じて、不動産・有価証券等 ※不動産担保の場合、担保設定費用等の各種登記関係費用が別途必要となります。
11. 保証料	不要
12. 手数料	不要
13. 苦情 処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室(電話・FAX:0120-355-774)へお申し出ください。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ(https://www.chushin.co.jp/)上のお問い合わせより、インターネット(24時間受付)でも受付をしております。

<p>14. 紛争 解決措置</p>	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（https://www.chushin.co.jp/）をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="295 689 1361 1126"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター<大阪></td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
<p>15. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日 9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		

京都中信 京町家レジデンスローン【有担保型】

(2017年12月25日現在)

1. 商品名	京都中信 京町家レジデンスローン【有担保型】
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中信ローン保証株式会社の保証が得られる方で、次の①～⑤の条件をすべて満たす個人の方。 ①年齢が満20歳以上65歳未満で完済時満75歳未満の方。 ②同一勤務先での勤続（営業）年数が3年以上で安定した収入が得られる方。 ③住宅ローン団体信用生命保険に加入できる方。 ④当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ⑤当金庫の会員資格のある方。
3. お使いみち	<p>申込人が居住される「京町家（※）」の購入資金および増改築・修繕資金ならびに他行(庫)よりの借り換え資金。</p> <p>※本商品における「京町家」とは下記(i)～(iii)のいずれかに該当する住宅とします。</p> <p>(i)公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンターにより「京町家カルテ」が発行された住宅。</p> <p>(ii)公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンターにより「京町家プロフィール」が発行された住宅。</p> <p>(iii)(i)(ii)に準ずると当金庫が認める住宅。</p>
4. ご融資金額	1億円以内（100万円以上10万円単位）
5. ご融資期間	35年以内
6. ご融資利率	<p>ご選択いただく金利種類により、取扱内容が異なります。</p> <p><「金利選択型」変動金利ご選択時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初のご融資利率については、ご融資時点の「中信住宅ローンプライムレート」を基準金利として決定いたします。 ・ ご融資後の利率については、4月1日および10月1日（休業日の場合は翌営業日）現在の「中信住宅ローンプライムレート」を基準金利として、年2回見直しを行います。毎月元利均等返済方式の場合は、原則として4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。 ・ 当金庫所定の手続きにより、ご融資期間中に「特約期間固定金利」へ変更することが可能です。 <p><「金利選択型」特約期間固定金利ご選択時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初のご融資利率については、[2年・3年・5年・10年・15年・20年]のいずれかの期間の固定金利をお選びいただきます。適用金利については、当金庫所定のルールに基づき、毎月決定いたします。 ・ 特約期間終了時に再度特約期間固定金利にするか変動金利にするかを選択できます。お申し出のない場合は自動的に変動金利に切替となります。 ・ また、特約期間終了後の利率については、当該特約期間終了時点の変動金利または再度選択された場合の固定金利となります。 ・ 変動金利に変更された場合のご融資利率は、4月1日および10月1日（休業日の場合は翌営業日）現在の「中信住宅ローンプライムレート」を基準金利として、年2回見直しを行います。毎月元利均等返済方式の場合は、原則として4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。 <p><超長期固定金利の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初のご融資利率については、35年間の固定金利を適用させていただきます。適用金利については、当金庫所定のルールに基づき、決定いたします。 ・ ご融資期間中は、利率の変動はございません。

7. ご返済方法	<p>ご選択いただく金利種類により、取扱内容が異なります。</p> <p><「金利選択型」変動金利ご選択時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。また、ご融資額の50%までの範囲内で、ボーナス月増額返済の併用もできます。 ・「毎月元利均等返済方式」の場合、ご融資利率に変動のあった時でも、毎月の返済額は元本分と利息分の割合を調整し、5年間（10月1日を5回経過するまで）は変更しません。 ・この場合、返済額の見直しは5年毎（10月1日を5回経過する毎）に行います。新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とし、原則として翌年の1月返済分から適用されます。 ・当初のお借入期間が満了しても、未返済金がある場合には、原則として最終返済日に一括してご返済いただきます。 <p><「金利選択型」特約期間固定金利ご選択時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。また、ご融資額の50%までの範囲内で、ボーナス月増額返済の併用もできます。 ・特約期間固定金利の選択時に利率の変更があった場合、ご返済額は、返済回数・返済期限を変更することなく、新利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出した新返済額に変更します。 <p><超長期固定金利の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。また、ご融資額の50%までの範囲内で、ボーナス月増額返済の併用もできます。 ・「毎月元利均等返済方式」の場合、ご融資期間中は、毎月返済額の変更はございません。 																
8. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中信ローン保証株式会社の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。ただし、保証料を別途ご負担いただきます。 																
9. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則としてご融資の対象となる土地・建物に、中信ローン保証株式会社が第1順位の抵当権を設定させていただきます。担保設定費用等の各種登記関係費用等が別途必要となります。 																
10. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中信ローン保証株式会社へ支払う保証料が必要です。お支払い方法は、下記の2通りからご選択いただきます。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保証料率：年0.2%～年0.4%</p> <p>①保証料一括前払方式</p> <p>・・・ 上記保証料率および保証会社所定の計算式により算出された金額をご融資実行時に一括してお支払いいただきます。</p> <p>(毎月元利均等返済方式・ご融資金額100万円の場合)</p> <table border="1" data-bbox="459 1505 1503 1617"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> <th>25年</th> <th>30年</th> <th>35年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料</td> <td>4,580円 ～9,160円</td> <td>8,544円 ～17,088円</td> <td>11,982円 ～23,964円</td> <td>14,834円 ～29,668円</td> <td>17,254円 ～34,508円</td> <td>19,137円 ～38,274円</td> <td>20,618円 ～41,236円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保証料分割後払方式</p> <p>・・・ 保証料はご融資利率に含めてお支払いいただきます。ご融資実行時に一括してお支払いいただく必要はありませんが、ご融資利率は保証料一括前払方式に比べて高くなります。</p>	期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	保証料	4,580円 ～9,160円	8,544円 ～17,088円	11,982円 ～23,964円	14,834円 ～29,668円	17,254円 ～34,508円	19,137円 ～38,274円	20,618円 ～41,236円
期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年										
保証料	4,580円 ～9,160円	8,544円 ～17,088円	11,982円 ～23,964円	14,834円 ～29,668円	17,254円 ～34,508円	19,137円 ～38,274円	20,618円 ～41,236円										

1 1. 手数料	<p>・ご融資実行時に中信ローン保証株式会社に対し、1 件毎に取扱手数料が必要です。</p> <p>①保証料一括前払方式の場合(消費税込)</p> <table border="1" data-bbox="454 206 1500 318"> <tr> <td>ご融資金額</td> <td>500 万円以下</td> <td>500 万円超 3,000 万円以下</td> <td>3,000 万円超</td> </tr> <tr> <td>取扱手数料 (1 件毎)</td> <td>21,600 円</td> <td>32,400 円</td> <td>54,000 円</td> </tr> </table> <p>②保証料分割後払方式の場合(消費税込)</p> <table border="1" data-bbox="454 376 949 414"> <tr> <td>1 件につき</td> <td>一律 54,000 円</td> </tr> </table> <p>・ご融資実行後の各種手数料については以下の通りとなります。</p> <p>①固定金利選択手数料 (消費税込) …「特約期間固定金利」を選択される場合。</p> <table border="1" data-bbox="475 542 962 580"> <tr> <td>1 回につき</td> <td>5,400 円</td> </tr> </table> <p>②一部繰上返済手数料 (消費税込) … お客さまのご都合によりご融資残高の一部を繰り上げて返済される場合。</p> <p>○変動金利期間中</p> <table border="1" data-bbox="721 667 1197 705"> <tr> <td>1 回につき</td> <td>5,400 円</td> </tr> </table> <p>○固定金利期間中</p> <table border="1" data-bbox="721 728 1197 766"> <tr> <td>1 回につき</td> <td>21,600 円</td> </tr> </table> <p>※一部繰上返済金額が元金部分について 100 万円以上の場合は、一部繰上返済手数料を無料とさせていただきます。</p> <p>③繰上完済手数料 (消費税込) … お客さまのご都合によりご融資残高の全額を繰り上げて返済される場合。 お借り入れからの期間により、当金庫へお支払いいただく手数料のほか、別途保証会社へお支払いいただく手数料が必要となることがあります。</p> <p><当金庫へお支払いいただく手数料金額></p> <p>○変動金利期間中</p> <table border="1" data-bbox="475 1057 1465 1169"> <tr> <td>お借り入れ後 3 年以内</td> <td>お借り入れ後 3 年超 5 年以内</td> <td>お借り入れ後 5 年超 7 年以内</td> <td>お借り入れ後 7 年超 10 年以内</td> <td>お借り入れ後 10 年超</td> </tr> <tr> <td>10,800 円</td> <td>7,560 円</td> <td>5,400 円</td> <td>3,240 円</td> <td>無 料</td> </tr> </table> <p>○固定金利期間中</p> <table border="1" data-bbox="475 1220 962 1258"> <tr> <td>一律</td> <td>32,400 円</td> </tr> </table> <p><中信ローン保証株式会社へお支払いいただく手数料金額> 変動金利期間中・固定金利期間中とも共通</p> <table border="1" data-bbox="475 1348 1273 1422"> <tr> <td>お借り入れ後 10 年以内</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td>お借り入れ後 10 年超</td> <td>無 料</td> </tr> </table> <p>④条件変更手数料 (消費税込) … ご融資期間中に、ご返済金額やご融資期間等の各種変更をされる場合。</p> <table border="1" data-bbox="475 1518 962 1556"> <tr> <td>1 回につき</td> <td>5,400 円</td> </tr> </table>	ご融資金額	500 万円以下	500 万円超 3,000 万円以下	3,000 万円超	取扱手数料 (1 件毎)	21,600 円	32,400 円	54,000 円	1 件につき	一律 54,000 円	1 回につき	5,400 円	1 回につき	5,400 円	1 回につき	21,600 円	お借り入れ後 3 年以内	お借り入れ後 3 年超 5 年以内	お借り入れ後 5 年超 7 年以内	お借り入れ後 7 年超 10 年以内	お借り入れ後 10 年超	10,800 円	7,560 円	5,400 円	3,240 円	無 料	一律	32,400 円	お借り入れ後 10 年以内	10,800 円	お借り入れ後 10 年超	無 料	1 回につき	5,400 円
ご融資金額	500 万円以下	500 万円超 3,000 万円以下	3,000 万円超																																
取扱手数料 (1 件毎)	21,600 円	32,400 円	54,000 円																																
1 件につき	一律 54,000 円																																		
1 回につき	5,400 円																																		
1 回につき	5,400 円																																		
1 回につき	21,600 円																																		
お借り入れ後 3 年以内	お借り入れ後 3 年超 5 年以内	お借り入れ後 5 年超 7 年以内	お借り入れ後 7 年超 10 年以内	お借り入れ後 10 年超																															
10,800 円	7,560 円	5,400 円	3,240 円	無 料																															
一律	32,400 円																																		
お借り入れ後 10 年以内	10,800 円																																		
お借り入れ後 10 年超	無 料																																		
1 回につき	5,400 円																																		
1 2. 団体信用 生命保険	<p>・当金庫が契約する生命保険会社の団体信用生命保険にご加入いただきます。</p> <p>・通常の団体信用生命保険に加入される場合は、当金庫が保険料を負担いたします。</p> <p>・ガン保障特約付団体信用生命保険に入院・奥さま保障（ガン診断一時金）を付加した【ライトプラン】に加入される場合も、当金庫が保険料を負担いたします。</p> <p>【ライトプラン】に、三大疾病・失業保障を付加した【充実プラン】に加入される場合は、ご融資利率を年 0.15% 上乘せさせていただきます。</p> <p>（詳しくは「各種保障付プラン<ライトプラン><充実プラン>」の商品概要説明書およびパンフレットをご覧ください）</p>																																		

1 3. 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ご融資対象の建物に、ご融資期間に相当する長期火災保険（ただし、最長10年）をかけていただき、その内容について確認させていただきます。なお、保険金請求権への質権設定は原則不要です。 																		
1 4. 苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出ください。</p> <p>また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（https://www.chushin.co.jp/）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。</p>																		
1 5. 紛争解決措置	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（https://www.chushin.co.jp/）をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="451 976 1474 1406"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター<大阪></td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
1 6. その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 本申込によって、当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合には、当金庫の会員となっておいただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金（1万円以上）が必要となります。 ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		

京都中信 京町家レジデンスローン【無担保型】

(2017年12月25日現在)

1. 商品名	京都中信 京町家レジデンスローン【無担保型】
2. ご利用いただける方	<p>次の①～⑥の条件をすべて満たす個人の方。</p> <p>①年齢が満20歳以上の方（ただし、ご融資金額が1,000万円を超える場合は、満20歳以上65歳未満で完済時満75歳未満の方）</p> <p>②継続して安定した収入が得られる方</p> <p>③一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方</p> <p>④住宅ローン団体信用生命保険に加入できる方（ご融資金額が1,000万円を超える場合）</p> <p>⑤当金庫の定める融資基準を満たしている方</p> <p>⑥当金庫の会員資格のある方</p>
3. お使いみち	<p>申込人が居住する申込人もしくはその家族が所有するご自宅の「京町家」、または、申込人の家族が居住する申込人が所有する「京町家」にかかる次の①～③の資金。</p> <p>①「京町家」にかかる購入資金、増改築・リフォーム資金およびそれに伴う諸費用。 ※「京町家」としての外観を損なわない範囲の工事に限ります。 ※本商品における「京町家」とは下記(i)～(iii)のいずれかに該当する住宅とします。</p> <p>(i) 公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンターにより「京町家カルテ」が発行された住宅。</p> <p>(ii) 公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンターにより「京町家プロフィール」が発行された住宅。</p> <p>(iii) (i)(ii)に準ずると当金庫が認める住宅。</p> <p>※お申込み時点で、お支払日から3ヵ月以内のものに限り、支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限り）も対象とします。</p> <p>※上記①に付随して必要となるインテリア等の購入資金も対象とします（ただし上記①と合わせてのお申込みかつ100万円まで）。</p> <p>②資金使途が①に該当する、当金庫を含む金融機関等から借り入れたローン（無担保）の借換資金および借換に伴う繰上完済手数料</p> <p>③資金使途が①に該当する、当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンの借換資金および借換に伴う繰上完済手数料</p> <p>※ただし、借換対象のローンは申込人ご本人名義のものに限り（上記②③）。</p> <p>【お申込み対象となる物件の条件】</p> <p>申込人またはその家族（配偶者・親・子・孫・兄弟）が所有する「京町家」で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの</p> <p>※ただし、次の（仮）登記は除きます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫からの貸付（事業資金、住宅ローン等）にかかる抵当権および根抵当権 ・本ローンを利用して借り換えることで抹消となる他金融機関の住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・資金使途がリフォーム資金またはリフォーム資金の借換である場合の他金融機関の住宅ローンにかかる抵当権
4. ご融資金額	<p>2,000万円以内（1万円単位）</p> <p>※ただし、今回のお申込金額と当金庫ならびに他信用金庫取扱分を含めた一般社団法人しんきん保証基金保証付きローンの現在残高（貸越極度額）の合計額が一定範囲内であることが必要となります。</p>
5. ご融資期間	20年以内（3ヶ月以上1ヶ月単位）

6. ご融資利率	<p>・当金庫所定の利率を適用させていただきます。（変動金利：年2回金利見直し型）</p> <p>【リピーター優遇・セット優遇】 お申込み時点において、当金庫の対象ローンについて下記①あるいは②の条件を満たす方は、金利を年0.1%優遇させていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="395 282 1501 629"> <tr> <td data-bbox="395 282 504 490">条件①</td> <td data-bbox="504 282 1042 490"> 次のいずれかのローンについて i) 一般社団法人しんきん保証基金保証付住宅ローン ii) 一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン（カードローンを除く） iii) 他保証会社保証付自動車関連ローン </td> <td data-bbox="1042 282 1501 490"> ご利用状況が次のいずれかに該当すること a) お借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済を行われている b) 完済後3年以内である </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 490 504 629">条件②</td> <td data-bbox="504 490 1042 629"> 一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンについて </td> <td data-bbox="1042 490 1501 629"> 次のいずれかに該当すること a) ご契約中である b) 今回お申込みされるローンの実行日までにご契約いただける </td> </tr> </table> <p>・ご融資後の利率については、4月1日および10月1日（休業日の場合は翌営業日）現在の「当金庫の新長期プライムレート」を基準金利として、年2回見直しを行います。原則として、4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。</p>	条件①	次のいずれかのローンについて i) 一般社団法人しんきん保証基金保証付住宅ローン ii) 一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン（カードローンを除く） iii) 他保証会社保証付自動車関連ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当すること a) お借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済を行われている b) 完済後3年以内である	条件②	一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンについて	次のいずれかに該当すること a) ご契約中である b) 今回お申込みされるローンの実行日までにご契約いただける
条件①	次のいずれかのローンについて i) 一般社団法人しんきん保証基金保証付住宅ローン ii) 一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン（カードローンを除く） iii) 他保証会社保証付自動車関連ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当すること a) お借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済を行われている b) 完済後3年以内である					
条件②	一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンについて	次のいずれかに該当すること a) ご契約中である b) 今回お申込みされるローンの実行日までにご契約いただける					
7. ご返済方法	<p>「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。また、ご融資額の50%までの範囲内でボーナス月増額返済の併用もできます。</p>						
8. 保証人・担保	<p>一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則必要ありません。</p>						
9. 保証料	<p>保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。</p>						
10. 手数料	<p>手数料は必要ありません。</p>						
11. 団体信用生命保険	<p>*ご融資金額が1,000万円を超える場合に、当金庫が契約する生命保険会社の団体信用生命保険にご加入いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の団体信用生命保険に加入される場合は、当金庫が保険料を負担いたします。 ・ガン保障特約付団体信用生命保険に入院・奥さま保障（ガン診断一時金）を付加した【ライトプラン】に加入される場合は、ご融資利率を年0.1%上乗せさせていただきます。 ・【ライトプラン】に三大疾病・失業保障を付加した【充実プラン】に加入される場合は、ご融資利率を年0.3%上乗せさせていただきます。 <p>*詳しくは、「各種保障付プラン〈ライトプラン〉〈充実プラン〉」の商品概要説明書およびパンフレットをご覧ください。</p>						
12. 苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出ください。</p> <p>また、上記の他にも、営業店窓口へお申し出の「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（https://www.chushin.co.jp/）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。</p>						

<p>13. 紛争解決措置</p>	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（https://www.chushin.co.jp/）をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="411 654 1469 1104"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 本申込によって、当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合には、当金庫の会員となっておいただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金（1万円以上）が必要となります。 ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		